川越町認可外保育施設等利用者補助金交付申請書兼請求書

【　年　月　分～　年　月　分請求用】

年　　月　　日

　川越町長様

　川越町認可外保育施設等利用者補助金の交付を受けたいので、川越町認可外保育施設等利用者補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請請求します。

１　対象児童

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （フリガナ） | 生年月日 | 在籍施設又は利用事業 | 認定者番号 |
| 名前 |
|  | 年　月　日 |  | ＜町記入＞ |
|  |

２　申請者兼請求者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （フリガナ） | 住所 | 世帯の状況 |
| 名前 |
|  | 〒 | 幼稚園・保育所利用申請書兼保育児童台帳のとおり |
|  | 川越町大字 |
| 携帯電話番号 |

* 次の「３　税情報等の提供にあたっての同意事項」に同意の上、申請します。

３　税情報等の提供にあたっての同意事項

　補助金の交付決定にあたり、次のことに同意します。

(１)　補助対象児童及び保護者（申請者兼請求者）が川越町内に居住していることを住民基本台帳で確認すること。

(２)　川越町に幼稚園・保育所利用申請書兼保育児童台帳を提出し、保留決定がなされていることを確認すること。

(３)　川越町が、対象児童が実際に「在籍施設又は利用事業」欄に記入した施設に在籍し、又は事業を利用していること並びに、その保育料等の支払い状況を当該施設管理者又は事業者に確認すること。

(４)　補助対象児童が子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定により支給する施設等利用費の支給を受けていないことを確認すること。

(５)　保護者が現に就労等の事由で日中保育ができない状況であることを勤務先等に確認すること。

(６)　補助対象児童と同一の生計に属する全ての者の町税等（※）の滞納状況を確認すること。

※　川越町税条例（昭和37年条例第９号）第３条に規定する町税及び付帯する延滞金及び督促手数

料、川越町国民健康保険条例（昭和34年条例第60号）第１３条に規定する国民健康保険税及び付

帯する延滞金及び督促手数料、川越町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関す

る規則（平成27年規則第16号）第３条に規定する保育所利用者負担額（保育料）及び公立幼稚園

並びに公立保育所の給食費（主食費及び副食費）の滞納がある場合は補助対象外です。なお、補助

対象児童以外の児童の保育料、給食費の滞納がある場合も補助対象外となりますのでご注意くださ

い。

**（裏面も記入してください。）**

４　振込先口座　児童手当の振込口座と同一口座を希望　します　・　しません

* どちらかに「○」を付してください。

＜児童手当の振込口座と異なる口座を希望する場合のみ記入＞

　２回目以降：前回振込口座と同一口座を希望　します　・　しません

※　どちらかに「○」を付してください。

**◎初回又は、振込口座を変更する場合のみ記入**

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する方にチェックしてください。 | |
| □ゆうちょ銀行希望 | □ゆうちょ銀行以外の金融機関を希望 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | | 預金種目 | □　普通　　□　当座 | | | | | | |
| 金融機関名  （銀行・信用金庫・  農協・信用組合） | 支店名・出張所名 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 口座名義  （カタカナ） |  | | | | | | |

**※　ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（７桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用年月 | 施設へ支払った金額① | 補助基準額② | ①と②と比較して低い方の額③ | 交付申請額  （請求額）④ |
| 年　月 | 円 | 10,000円 | 円 | 円 |
| 年　月 | 円 | 10,000円 | 円 | 円 |
| 年　月 | 円 | 10,000円 | 円 | 円 |

５　補助金交付申請額（請求額）

※１　補助金の請求権は、令和８年４月末日をもって消滅しますので、忘れずに請求してください。

※２　月の初日に川越町に児童と保護者の住民票が川越町にありかつ、施設を利用している場合、補助対象とします。月途中からの施設利用の場合や月途中に川越町に転入された場合は、当月は対象外とし、翌月以降を対象とします。

６　添付書類　次のいずれかの書類を添付

ア　認可外保育施設等が発行する提供証明書兼領収書（様式第２号）

イ　認可外保育施設等を月１日以上利用し、又は定期利用契約を締結していることを証する書類、保育料等の額を証する書類及び保育料等を支払ったことを証する書類